

# 公 告

6大月町告示第107号

農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）を定めるため、同法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案に関する利害関係者は、縦覧期間が完了する日までに大月町に意見書を提出することができる。

令和7年3月12日

大月町長 岡 田 順



## 記

### 1 縦覧場所

高知県幡多郡大月町弘見2230      大月町役場 産業振興課内

### 2 縦覧期間

令和7年3月12日    ～    令和7年3月26日